

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年7月24日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 2 国名：カンボジア 担当：民間連携事業部
案件名：海外投融資案件におけるカンボジア主要銀行情報収集・確認調査

1 契約予定期間：2013年9月下旬～2014年3月下旬

2 参加要件

海外における銀行セクターに係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年8月7日から2013年8月9日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年8月7日から2013年8月12日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年8月23日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 9月上旬
- (5) 契約交渉 : 9月上旬～9月中旬

5 業務の目的

JICA海外投融資業務については、2012年10月に日本政府による本格再開が決定され、これまで数次にわたって公募・採択した協力準備調査（PPPインフラ事業）等から、開発効果や事業収益性等を考慮して、具体的な案件候補案件が選定される見込みである。

海外投融資の融資検討に際しては、事業を実施する現地法人への直接融資や、インフラ事業を実施する特定目的会社（SPC）へのプロジェクトファイナンスが考えられるが、バンクローン方式での間接融資（JICAから事業会社やSPCに直接融資するのではなく、事業所在国の現地金融機関を仲介して資金を供与する方法）を通じて、JICAが負う事業リスクの軽減（仲介金融機関は事業リスクを負うが、JICAは仲介金融機関の信用リスクのみを負う）、事業会社やSPCが負担する為替リスクの軽減（JICA海外投融資による円建て資金を仲介金融機関が米ドルや現地通貨で転貸することにより、事業会社やSPCは事業収入と融資返済における為替ギャップを解消する）の可能性についても、検討する必要がある。

カンボジア国は、タイ、ベトナム、ラオスと国境を接するという地理的な特徴及び安価な労働コスト等の利点もあり、JETROが実施した「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査（2010年）」では、本邦民間企業向けアンケートの結果、今後短期的（1～2年）の事業展開を拡大する国第1位（91.7%の企業が事業を拡大する旨回答）になる等、本邦民間企業の進出先として注目度が高まっている状況にある。

上述背景もあり、今後のカンボジアにおける案件形成促進および海外投融資の供与に際しての債権保全の観点から、カンボジア国内の金融機関の業務内容や財務状況、信用力や与信スタンス等にかかる詳細な情報収集・分析を通じて、バンクローン方式による海外投融資の制度設計・構築を早急に進めるための調査を行うことを目的とする。

なお、カンボジア国内金融機関は、地場に根差したサービス、豊富な顧客基盤を強みに、海外投融資の候補案件になりうる事業にかかる優良な情報を有していると考えられることから、上記バンクローン方式における融資仲介先および案件発掘・形成にかかる戦略パートナーとして、JICAと何らかの協定を締結することも視野に入れて調査を実施することを目指す。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

対象地域：カンボジア全土

相手国政府機関：カンボジア中央銀行

(2) 業務内容

ア カンボジア銀行セクターの概況

- (a) 沿革（カンボジア銀行業界の発展の歴史）
- (b) 現状（業界全体像、主なプレイヤーとそのマッピング、規模、成長率、特色、統合等の動き、外資による資本参加等の状況、グローバル市場における位置づけ）
- (c) 見通し（政府の金融業界に関する方針、今後の成長）
- (d) リスク（ソブリン・リスク、為替リスク、政治リスク、インフレ・リスク）
- (e) 監督体制及び金融規制の状況（出融資に関する規制、外貨に関する規制、セーフティネットの状況等）
- (f) カンボジア銀行セクターに対するドナーの評価、及び支援状況

イ 個別の概況

- (a) 背景・業界地位等（業界地位、格付機関による評価、他行との連携、関係会社、政府との関係）
- (b) 業務の範囲や特徴等（経営戦略、事業内容、SWOT、株主構成、預金残高、口座数、決済件数、顧客の法人・個人比率、法人顧客の業界別内訳）
- (c) 運営体制（組織図、経営陣のプロフィール及び定着率、透明性、ガバナンス）
- (d) リスク管理体制（流動性、市場、信用リスク）
- (e) 財務分析 *下記数値の分析は例であるが、必要であれば下記のみに限定されない。
 - (i) 資本：資本金、自己資本比率、
 - (ii) 資産：総資産、純資産、不良債権比率、カテゴリー毎のリスク資産、
 - (iii) 収益性：収益、各種利益、ROA、BPS、EPS
 - (iv) 流動性：流動比率
 - (v) 株価：時価総額、株価推移等
- (f) 国内資本・外国資本それぞれの場合の大企業向け、中小企業向け、プロジェクトファイナンスの融資条件（貸付先としての適格要件、貸付の通貨、融資期間、金利体系、手数料体系、担保等）
- (g) 金利・通貨スワップ（対象通貨別のスワップコスト、最長期間の条件）
- (h) 総合評価

ウ 各行との協力体制構築の可能性及び方法

- (a) 連携できる銀行の確認
 - (i) 連携候補銀行に係るスクリーニング（規模、経営の透明性、革新性等）
 - (ii) 連携候補銀行の選定（財務分析、ピアレビュー、その他経営・管理方法のレビュー、プロジェクトファイナンス（海外投融資ツーステップローン事業）に係る関心有無等（少なくとも、以下の主要銀行7行を含むものとする）

-Cambodian Public Bank

-Canadia Bank Plc.

-Acleda Bank Plc.

-ANZ Royal Bank (Cambodia) Ltd.

-Vattanac Bank Ltd.

- Union Commercial Bank Plc

-Foreign Trade Bank of Cambodia etc,

(b) 連携候補銀行との連携方法及び意向に係る確認

-プロジェクトファイナンスに関する協力

-中小企業に関する協力

-インフラ案件に関する協力

-ファンドに対する協力 等

(c) バンクローンの実施方法について（ストラクチャー・スキーム）

(d) バンクローン条件の確立（金利・期間・金額・猶予期間）

(e) 各行の協力候補案件に係る情報収集

(i) 協力候補案件（PPPインフラ事業等）

(ii) わが国中小企業等が関連した事業への融資

(iii) JICAの出資参画検討を行っているファンドへの出資

(iv) その他、各行からの協力要請案件に係る情報収集・整理

エ 各行に対するサポート・プログラムの策定

(a) 各行の課題抽出とサポートが必要な分野の洗い出し

(b) 日本からの専門家派遣の可能性について調査

オ 上記調査を踏まえたJICA支援スキーム活用による具体的な協力の方向性に係る提案

7 成果品等

- (1) インセプション・レポート(2013年10月上旬)
- (2) インテリム・レポート(2013年12月下旬)
- (2) ドラフトファイナル・レポート(2014年2月上旬)
- (3) ファイナル・レポート(2014年2月下旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括（評価対象予定者）
- (2) 銀行調査(評価対象予定者)
- (3) 銀行との協力体制構築(1)
- (4) 銀行との協力体制構築(2)

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合があります。